

---

令和7年 9月 宇美町議会定例会会議録（第5日）

令和7年9月29日（月曜日）

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第2 認定第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第3 認定第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
日程第4 認定第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
日程第5 認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第6 報告第2号 令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について  
追加日程第一 議案第40号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）  
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第2 認定第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第3 認定第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
日程第4 認定第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について  
日程第5 認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第6 報告第2号 令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について  
追加日程第一 議案第40号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）  
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について
- 

出席議員（9名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小林 孝昭  | 2番 安川 穎幸 |
| 3番 高橋 紳章  | 5番 平野 龍彦 |
| 6番 安川 繁典  | 9番 鳴海 圭矢 |
| 10番 白水 英至 | 11番 藤木 泰 |
| 12番 古賀ひろ子 |          |

---

欠席議員（2名）

4番 丸山 康夫

8番 黒川 悟

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	藤木 義和
シティプロモーション課長	竹下 健一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	工藤 寿子	環境課長	石川 和男
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	添田 勝春
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畠 廣典
社会教育課長	太田 一男	こどもみらい課長	入江 和美

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第5号を表示しておりますので、御確認ください。また、決算審査特別委員会委員長より提出された報告書を追加していますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めましておはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が4番、丸山議員から出ておりますので御報告します。

お諮りします。本日までに町長から議案第40号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

議案第40号を日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

---

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について委員長の報告を求めます。白水決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（白水英至）

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから報告いたします。

令和7年9月29日、宇美町議会議長、古賀ひろ子殿。決算審査特別委員会委員長白水英至。決算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

委員会の開催日、令和7年9月24日、25日。

事件の名称、認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、予算現額6億3,849万円に対し、歳入総額6億3,622万7,556円、歳出総額6億492万9,590円で、3,129万7,966円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金が主なもので、1款後期高齢者医療保険料については、被保険者数の増加及び保険料（率）の改定により前年度から増額となっています。

歳出は、1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、1款総務費について

は、職員の異動や人事院勧告による会計年度任用職員報酬額の変更、標準システムへの移行やマイナ保険証対応のための時間外経費、郵便料の値上げなどにより前年度から増額となっています。

審査では、1人当たりの医療費の推移、年間医療費が高額となっている要因、医療費の適正化に向けた取組について質疑がありました。

採決の結果は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

令和6年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、予算現額40億1,878万3,000円に対し、歳入総額38億223万5,894円、歳出総額36億9,566万377円で、1億657万5,517円の黒字決算です。

歳入は、1款国民健康保険税、4款県支出金が主なもので、1款国民健康保険税については、被保険者数の減少により前年度から減額となっており、4款県支出金については、歳出2款保険給付費の減額に伴い前年度から減額となっています。

歳出は、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金が主なもので、どちらも被保険者数の減少により前年度から減額となっています。

審査では、薬剤費を抑制するための取組、糟屋郡内における本町の収納率の順位と収納率向上に向けた取組、医療費返納金が昨年度に比べ増額となった要因、本町国保加入者のマイナ保険証登録者数、1人当たり年間医療費が昨年度を下回った要因、保険税の今後の見通しなどについて質疑がありました。

採決の結果は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和6年度宇美町上水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額7億7,903万8,000円に対し、収入総額8億1,415万1,244円で、収益的支出では、予算現額7億4,552万3,000円に対し、支出総額7億3,545万9,994円です。

資本的収入では、予算現額5,090万8,000円に対し、収入総額5,108万8,400円で、資本的支出では、予算現額3億3,567万6,000円に対し、支出総額2億9,294万7,200円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,185万8,800円は、現年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

令和6年度純利益は6,641万2,729円となり、これに前年度繰越利益剰余金2億6,236万6,234円を加えた3億2,877万8,963円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として令和7年度に繰り越される計画となっています。

審査では、漏水調査の結果、水道工事における電子入札の実施状況、国庫補助金の活用状況、有収率が上がらない要因、収納対策室との連携などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額9億8,567万8,000円に対し、収入総額9億9,453万875円で、収益的支出では、予算現額8億9,006万2,000円に対し、支出総額8億8,118万8,937円です。

資本的収入では、予算現額5億6,986万6,000円に対し、収入総額5億3,389万6,100円で、資本的支出では、予算現額7億7,203万円に対し支出総額7億1,597万1,758円です。

また資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,207万5,658円は現年度分損益勘定留保資金で補填されています。

令和6年度純利益は1億2,061万2,311円となり、これに前年度繰越利益剰余金2億9,833万645円を加えた4億1,894万2,956円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として令和7年度に繰り越される計画となっています。

審査では、汚水管渠点検の調査結果、過年度分受益者負担金の収納対策、福岡刑務所及び官舎の下水道接続計画、下水道整備率などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和6年度宇美町一般会計の歳入歳出決算については、予算現額167億983万円に対し、歳入総額166億8,581万1,618円、歳出総額159億9,031万104円で歳入歳出差引過不足額から翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6億1,056万8,514円の黒字決算です。

歳入は、金額が大きい順に、1款町税、10款地方交付税、14款国庫支出金となっており、1款町税については、評価替えに伴う課税標準額上昇による固定資産税の増収や税率が改定されたことによる軽自動車税の増収、企業収益の増加による法人町民税の増収に加え収納率も現年度分で0.06ポイント、滞納分を含めた収納率でも0.47ポイントの向上となりましたが、定額減税（1人当たり所得税3万円・住民税1万円の減税）を実施したことの影響により個人町民税が9,693万5,000円の減収となり、町税の総額は前年度から0.4%減となっています。

14款国庫支出金については、児童手当負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(給付金・定額減税分)、障害者自立支援給付費負担金、民間保育園運営費等負担金などです。歳出は金額が大きい順に3款民生費、2款総務費、10款教育費、4款衛生費となっています。

主な事業費は、1款議会費は議員報酬等などです。2款総務費は、財政調整基金費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、情報システム共同化事業費、ふるさと応援基金費などです。

3款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、児童手当関係経費、後期高齢者医療関係経費、障害児施設給付事業費、介護保険関係経費、国民健康保険特別会計繰出金などです。

4款衛生費は、ごみ処理事業費、予防接種事業費、リサイクルセンター管理費、浄化センター管理費などです。

5款労働費は、働く婦人の家運営経費です。

6款農林水産業費は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7款商工費は、商工業活性化事業費、消費者行政推進関係経費、観光促進事業費などです。

8款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、町営住宅建設事業費、公園管理・整備事業費などです。

9款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、防災対策事業費、消防団活動支援事業費などです。

10款教育費は、武道館管理費、学校給食管理費、宇美小学校施設整備費、学校教育推進事業費、幼稚園費施設等利用給付費などです。

11款災害復旧費は、(現年)及び(過年)公共土木施設等補助災害復旧費などであります。基金(国民健康保険高額療養資金貸付基金及び国民健康保険財政調整積立基金を除く)については、前年度末から1,758万6,142円減の総額36億5,152万4,533円となっており、金額が大きい順に、財政調整基金、庁舎建設等基金となっています。

審査では、2款総務費では、パブリックコネクトを利用した職員採用の成果、JR宇美駅前広場イルミネーション設置へのJRの協力、ふるさと宇美町応援寄附金の経費等を除いた実質額、オンデマンドバスの利用状況、西鉄バスの宇美～太宰府線の運行状況、共働事業提案制度の実績と今後の方向性などについて質疑がありました。

3款民生費では、避難行動要支援者システム導入の成果、早見保育園の避難経路整備の内容、シニアクラブ連合会への加入及び活動状況、病児保育事業の広域化などについて質疑がありました。

4款衛生費では、医療費削減のためのトレーニングルームの活用方針、地域猫活動の周知方法、リサイクルセンター運営経費が減額となった要因などについて質疑がありました。

6款農林水産業費では、有害鳥獣の捕獲頭数と猟友会への支援強化策など、8款土木費では、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線道路法面工事及び都市計画道路志免宇美線街路整備事業の進捗状況などに

について質疑がありました。

10款教育費では、JFAこころのプロジェクトの事業概要、小中学校の光熱水費、部活動の地域展開、宇美小学校給食室の老朽化への対応などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

以上です。

#### ○議長（古賀ひろ子）

報告が終わりました。白水委員長は議席にお戻りください。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

#### ○議員（9番 鳴海圭矢）

それでは、私は、令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場から討論をしたいと思います。

まず、現在本町の後期高齢者医療制度の被保険者数は5,402人であります。令和6年度の制度改定で均等割が6万4円に引き上げられ、さらに所得割の保険料も11.8%もの大幅な引き上げが行われております。高齢者世帯の多くは限られた年金収入で生活をしており、この負担増は生活を直撃しております。収納率の面を見ても令和6年度の収納率は99.34%と数字としては非常に高い水準ではあるものの前年度からは低下をしております。この主な要因が物価高による経済状況の悪化に加え、団塊の世代が一斉に高齢化し被保険者の人数が増えているというふうに説明がされております。つまり保険料を納められない方が増えているということは、それだけ高齢者の生活が厳しい状況に追い込まれている1つの現れというふうに言えると思います。このように長生きすればするほど保険料の負担が重くなる制度設計は安心して老後が迎えられる社会とは逆行するものであると言わざるを得ません。これは現在高齢者だけの問題ではなく、現役世代もいずれ年を取れば同じ立場になるということを考えれば、この制度が将来に対する大きな不安を生み出していると言わなくてはなりません。医療制度は国民の命と健康を守る基盤であって、本来は国が責任を持って財源を確保するべきものである。高齢者や地方自治体に過度の負担を押しつけるのではなくて国全体として公平で持続可能な制度を構築していく、これが一番重要なことではないかなと思います。

以上の理由から私はこの決算に対して反対をするものです。

#### ○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和6年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、認定第1号については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

私は、令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について反対の立場から討論をいたします。

現在、本町の国保加入世帯が4,310世帯、全体で17.7%に当たるというふうに報告されております。現在日本全国のサラリーマンの平均年収が460万と言われておりますけども、この国保に加入している世帯の方はこのサラリーマンの平均収入よりも低い水準の人が圧倒的に多いわけです。そんな中で1人当たりの課税額について前年度と比較して3,348円の増となっております。総額としては1,600万の減となったとは言いますが、あくまでもこれは全体を俯瞰した上の総額であって、一人一人の生活の実態として捉えた場合、国民健康保険税は非常に生活にとって大きな負担となっていると言わざるを得ません。特にこの医療分で9.05%の課税率というのは非常に高い、生活を圧迫する大きな要因となっていると言わざるを得ません。また令和6年度12月から国民健康保険証、従来の紙の保険証はもう新規には発行しませんと、今後はマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証にしていくということで制度始まりましたけど、本来であればもう国保に加入している人は全員このマイナ保険証を使用していなければならぬはずです。ところが実際にはマイナンバーカードを持たない人は資格証明書を使って医療機関を受けているということは、実態としてマイナ保険証と旧来の紙の保険証が並立して使われていると言つていいかと思います。これは厚生労働省が当初説明していた将来像というか計画とは大きくかけ離れているのではないかなどと言わざるを得ないわけです。私はここに政府が進めようとしていたことと現場の実態が大きく乖離していた、マイナ保険証を発行するということが計画

として無理があったのではないかと。現在はこれは破綻しているのではないか、この事業は破綻しているのではないかということを言わざるを得ないわけです。そういった観点から、私は被保険者に対して重い負担を迫る制度設計を改めまして、国庫負担率をもっと引き上げて、町民の負担軽減を実現させるべきだ、このことを申し述べて決算に反対といたしたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで討論を終わります。

これから、認定第2号 令和6年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、認定第2号については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和6年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第3号については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

5番、平野龍彦です。賛成の立場から簡潔に討論を行います。

まず1点目、下水道法第1条にありますように、都市の健全な発達を目指すこと、2点目、公衆衛生の向上を目指すこと、3点目、公共用水域の保全を目指すこととうたっております。本町の下水道工事におきましては、この第1条にのっとり、事業を昨年度効率的に展開したこと、さらには水洗化、1件でも多くの水洗化を目指していること、そして、次に2点目、例えば一例を挙げますと、昨年度は貴船四丁目地区の下水道工事が展開されました。下水道職員全員による地元説明会は夜間に及び何度も3回ほどでしたか説明を受け、地域住民は感謝をしております。その風景、光景は今でも相馬灯のように蘇っております、ありがとうございました。そして、年度末までに大過なく余裕をもって工事は完了しております。

最後に3点目、決算特別委員会でも報告がありましたとおり、福岡刑務所及びゆりが丘七丁目における地域の28ヘクタールが都市計画に決定をされました。これは今まで長年の課題でありましたが、法務省との協議がスタートし、また早くて来年には官舎との下水道接続になるものかなと思っております。これらのことから、私は賛成討論といたしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで討論を終わります。

これから、認定第4号 令和6年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第4号については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和6年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、認定第5号については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

日程第6．報告第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、報告第2号 令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。報告第2号 令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

2ページが健全化判断比率の報告書になっています。

3ページが資金不足比率についての報告書、4ページ意見書のかがみでございまして、次の5ページが監査委員からの健全化判断比率等の審査意見書、6ページが資金不足比率等の審査意見書となっております。

7ページ以降には健全化判断比率等資料を添付しております。

8ページの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要をここで説明させていただきます。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を示す指標として中段左側に縦に表示されておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして資金不足比率がありまして、毎年、この財政指標の算定と公表が義務づけられているところでございます。

また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、それから財政再生基準以上になった場合には財政再生計画、また、公営企業が経営健全化基準を超えた

場合には経営健全化計画の策定が義務づけられているところでございます。

8ページ中段下はどの比率に、どこまでの会計等が対象になっているかを表示したものとなつておるところでございます。

次の9ページに健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載しております。

簡単に説明をさせていただきますと、まず、1つ目の実質赤字比率、これは、普通会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率でございまして、宇美町では一般会計を対象といたします。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率というふうになっています。

次の実質公債費比率は、一般会計それから公営事業会計に一部事務組合、広域連合を対象に一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率でございまして、過去3か年の平均値で算出されます。

次の将来負担比率、これは地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含め、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率というふうになっています。

その下の資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっております。

次の10ページ以降につきましては、1年前の数字になりますけども、令和5年度の決算に基づきます健全化判断比率と資金不足比率の概要の確報を添付しております。

令和5年度決算に基づく健全化判断率が早期健全化基準以上である団体は1団体ということでございました。この団体につきましては、財政再生基準も超えている団体となります。

この概要が、11ページそれから12ページまで続いておりまして、最後の13ページには、糟屋地区1市7町の令和5年度決算に基づく比率の一覧表を添付しております。後ほど御参照いただければと思います。

それでは、令和6年度の健全化判断率の報告をさせていただきます。

説明につきましては、5ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきたいと思います。

中段の表を御覧ください。

一番上の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定いただきました令和6年度宇美町一般会計決算において、実質収支6億1,056万8,514円で7.43%の黒字となっておりますので、比率は表示されておりません。なお、早期健全化基準は13.70%となっております。

次の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として、実質収支の比率を算定するものです。令和6年度全会計の決算では16.62%の黒字となりましたので、比率は表示されておりません。なお、早期健全化基準は18.70%となっています。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すのですが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計それから上下水道会計のほか、加入しております一部事務組合等の元利償還金相当額を含めて負担率を算出しております。令和6年度の実質公債費比率は6.7%となっておりまして、早期健全化基準25%を下回っております。

次の将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道事業会計のほか、一部事務組合等を対象にして、一般会計における将来の財政負担を示す指標でありまして、一般会計の地方債残高や上下水道会計の償還費の繰出見込額、それから退職手当の負担見込額等によりまして比率が算出されますが、令和6年度は将来負担額自体が算定されておりませんので、比率は表示されません。なお、早期健全化基準は350%となっております。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っておりますので、財政健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

続きまして、令和6年度の資金不足比率等について御報告いたします。

こちらも、6ページの監査委員の審査意見書により説明をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模であります料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。資金の不足額は流動負債の額から流動資産等の額を控除することなどを基本としておりまして、欠損金とは異なるものとなっております。

中段の表を御覧いただきますと、令和6年度宇美町上水道事業会計決算その下の流域関連公共下水道事業会計決算ともに資金不足比率は表示されておりません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っておりますので、経営健全化計画策定の義務は発生いたしておりません。

以上、宇美町におきましては、財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないというところで、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第2号 令和6年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。  
タブレット設定のため、暫時休憩します。

10時45分休憩

10時47分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第一、議案第40号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第一、議案第40号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

議案第40号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。  
予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は歳入歳出それぞれ2億1,700万円を追加し、予算総額を164億9,776万8,000円とするものです。

今回の提案理由につきましては、ふるさと宇美町応援寄附金及び企業版ふるさと応援寄附金が早ければ今月中にも予算額を超える見込みとなっておりまして、歳入の寄附金と歳出の関連経費をそれぞれ増額するための予算を緊急に編成する必要が生じたため、追加で議案を提出するものでございます。

資料につきましては、9月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第4号）事業一覧表を御参照いただければと思います。

それでは、今回は歳入のほうから説明をさせていただきますので、予算書の10ページそれから11ページのほうをお願いいたします。

17款寄附金1項寄附金3目ふるさと宇美町応援寄附金については、町長指定事業2,900万円、子育て・教育環境整備事業1億2,700万円など合計で2億円増額し、当初予算と合わせますと7億円の予算規模とするものでございます。

4目企業版ふるさと応援寄附金は、住み続けたいと思える魅力あるまちづくり事業が700万円、すべての世代が活躍できる持続可能なまちづくり事業が1,000万円、合計で1,700万円を増額し、当初予算と合わせますと2,700万円の予算額とするもので、これに当初予算で

は物納を300万円と見込んでおりましたので、寄附全体では3,000万円を見込んでの予算編成となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。次の12、13ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費6目企画費005ふるさと宇美町応援寄附事業費は、広告料1,500万円、運営代行手数料1,768万9,000円、運営業務委託料1億2,316万5,000円など合計で1億7,540万7,000円増額しています。なお、寄附額が7億円を超えた際に即時に対応できるようこれらの経費につきましては7億5,000万円を想定し計上しているところでございます。

010企業版ふるさと応援寄附事業費では、今回の歳入補正額1,700万円の22%に当たる374万円の運営代行手数料を計上しております。

14目基金費007ふるさと応援基金費3,785万3,000円は、寄附額と経費の差額を基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7．閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務について会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があつてあります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中誤読などによる字句、数字等の整理・訂正是議長に委任することに決定しました。

---

○議長（古賀ひろ子）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年9月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時53分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月8日

議長 古賀 ひろ子

副議長 藤木 泰

署名議員 高橋 紳章

署名議員 安川 祎幸